

令和7年度 事業計画

1 国保組合をめぐる諸情勢

○ 我が国は、国民皆保険制度を基盤として、世界最高水準の長寿社会を実現するとともに国民の健康の維持・増進が図られてきましたが、中でも国保組合においては、医療保険制度の一翼を担いながら、同種同業の団結を以って、今日まで被保険者の健康を守ってきました。急速な高齢化や医療の高度化等により医療費は増加の一途を辿っていることや少子化による人口減、事業所の法人化等により国保組合の支え手世代の被保険者が減少し、国保財政は依然として大変厳しい状況にあります。

○ 一昨年10月に組合員の皆様方のご理解、ご協力により、保険料改定をさせていただきましたが、被保険者数は未だかつてなかったほどの大幅な減少があり、組織基盤を揺るがしかねない事態となりました。組合員の方々に急激な保険料負担増があったことから、1年間の激変緩和措置として、令和6年4月から18歳以下の若年層家族の保険料減免を実施いたしました。更には、昨年12月理事会において、令和7年度も前年度に引き続き18歳以下の保険料減免を1年間継続することが決議されました。

保険料改定による保険料収入の増や被保険者数の減少等に伴う医療費の大幅な減少があったこと等から、令和5年度決算は15年振りの単年度黒字決算となりましたが、突発的に発生する高額な医療費に対応出来るような流動資産としての積立金は、依然として資金が不足しているため、令和6年度決算の状況を見据えながら、積み立てについても検討してまいります。

○ 国においては、令和6年12月2日から被保険者証の新規発行を停止し、「マイナ保険証」を基本とする仕組みへの移行が実施されました。また、「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出する「子ども子育て支援金制度」が令和8年度に創設することが決定されました。支援金制度の背景には、子ども子育てを推進するため、全医療保険者からの拠出により賄われることとなっており、当国保組合においても例外ではなく、令和8年4月から新たな「子ども子育て」に対する支援納付金としてのご負担が生じる予定となっています。

○ さて、当国保組合の令和7年度の予算編成の詳細は次の基本方針と重点目標に記述していますが、予算総額は17億6,000万円となり、昨年度と比較して▲4,600万円の減額予算となっています。歳入の保険料収入は、昨年12月末の被保険者数を基準に令和7年度の被保険者数を推計して算出しています。令和7年4月からの1年間にわたる18歳以下の若年層家族の保険料全額免除の激変緩和措置を見込み、保険料全体額は8億7,870万円（予算比率49.9%）となり、被保険者数の減少が著しく、昨年度比較で▲7,440万円の減額を見込んでいます。また、国庫補助金については、医療費の減少に伴い6億8,582万円（予算比率39.0%）となり、昨年度比較で▲1億129万5千円の減額を見込んでいます。保険料と国庫補助金で歳入予算額の約88.9%を占め、京都府及び京都市補助金並びに共同事業交付金や諸収入を加えると91.5%を占め、歳入予算の8.5%は積立金からの繰入金や昨年度からの繰越金となっている状況です。

○ 歳出の保険給付費は、8億7,110万円（予算比率49.5%）、高齢者医療制度への拠出金及び介護納付金の合計は、4億8,740万円（予算比率27.7%）、保険給付費を合わせた金額は、13億5,850万円となり、歳出予算の77.2%を占め、昨年度比較で▲1億9,426万円の減額を見込んでいます。



- 保健事業関係では、従来の事業については一部を除いて継続して実施いたしますが、健診機関の費用の値上げ等によりまして、人間ドック等の自己負担額の見直し等を行います。組合員等の健康の保持・増進のため、各種保健事業に対しての補助を実施していることから出来る限り利活用していただき、健康寿命の延伸に寄与してまいります。
- 今後も国保組合を取り巻く環境や財政は一層厳しくなることが予想されます。こうした状況の中ではありますが、組合員、ご家族及び従業員の方々の健康保持・増進並びに円滑な組合運営や財政の安定等に役職員を挙げて取り組んでいきますので、引き続き、組合員の皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2 重点目標

- ① 法改正等に伴う事業・事務への適正な対応
- ② マイナ保険証に伴う「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の円滑な交付と対応
- ③ 高額療養費等の正確且つ敏速な給付
- ④ 高額医療費共同事業の円滑な事務対応
- ⑤ 被保険者資格審査委員会による組合員資格の適正化
- ⑥ 財務・総務委員会による財産管理等の適正化
- ⑦ 規約等改正委員会による法令遵守の推進及び規約・規程等に則った組合運営の適正化
- ⑧ 財政検討委員会による組合財政改善のための保険料の見直し等の検討
- ⑨ 特定健診・特定保健指導の受診等の促進
- ⑩ 半日ドック、脳検査、肺検査、ジャスト健診等の各種健康診査の奨励
- ⑪ 保険者インセンティブ制度を見据えた各種保健事業の推進
- ⑫ KDBシステムを活用したデータ分析（データヘルス計画）の推進
- ⑬ 後発医薬品の促進、医療費通知、レセプト点検等による医療費の適正化
- ⑭ 柔道整復施術療養費支給申請書の点検による医療費の適正化
- ⑮ 外部監査の導入による会計の信頼性と財産の適正な保全
- ⑯ 組合ホームページのリニューアル、組合機関誌「国保だより」による有効な広報活動
- ⑰ 情報セキュリティ対策の維持・向上
- ⑱ 社会保障・税番号制度に係るシステム改修及び適正な対応
- ⑲ 国の推進する医療DXに関する情報収集及び取り組み
- ⑳ 所得調査の実施

3 事業内容

(1) 保険料と保険給付

① 保険料

- 医療分保険料
医療給付費分及び前期高齢者調整金等に充てる分にかかる医療分保険料は、据置きとします。

・ 組合員	(24歳まで)	月額	12,500円
・ 〃	(25歳から29歳まで)	月額	17,500円
・ 〃	(30歳から39歳まで)	月額	20,500円
・ 〃	(40歳から64歳まで)	月額	23,000円
・ 〃	(65歳から69歳まで)	月額	24,500円
・ 〃	(70歳から74歳まで)	月額	23,500円
・ 家族	(14歳まで)	月額	5,000円
・ 〃	(15歳から64歳まで)	月額	8,000円
・ 〃	(65歳から74歳まで)	月額	9,000円

- 介護分保険料
40歳～64歳の組合員と家族（第2号被保険者）にかかる介護分保険料は、据置きとします。
 - ・組合員 月額 4,500円
 - ・家族 月額 2,500円
- 後期高齢者支援金等分保険料
後期高齢者医療制度への支援金等として、組合員、家族とも一律保険料とし、据置きとします。
 - ・組合員（74歳まで） 月額 5,500円
 - ・家族（74歳まで） 月額 4,000円
- 後期高齢者組合員分保険料
後期高齢者である組合員については、保健事業に充てるための保険料を賦課し、引き続き据置きとします。
 - ・組合員（75歳以上及び65歳以上で一定の障害認定を受けた者）
月額 7,000円

※保険料の改定について

令和5年10月より各種保険料を改定させていただきました。組合員の皆様にはご理解をいただき感謝申し上げます。しかしながら、被保険者数の減少及び国庫補助金の減額並びに医療費の増加等により、財政状況は厳しくなっています。今後も組合財政の安定化を図るため、最善の方法を検討して参りますので、ご協力をお願いします。

② 療養の給付

- 給付割合及び一部負担金の割合は、次のとおりです。

区 分	給 付 割 合	一 部 負 担 割 合	備 考
未就学児（※1）	8 割	2 割	小学校入学まで
就学児以降70歳未満	7 割	3 割	
70歳以上（一般）（※2）	8 割	2 割	
70歳以上（現役並み所得者）（※2）	7 割	3 割	

※1 小学校入学前の子供（未就学児童）。6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者。

※2 前期高齢者（65歳以上74歳）のうち、70歳以上74歳までの方で高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者。これらの方が治療を受けるときは、被保険者証のほか国保組合が発行する高齢受給者証が必要となります。

③ 療養費

診療費などをいったん自分で全額立て替えて支払った場合、治療上必要と認められた補装具を装着した場合など保険診療分に相当する費用について、(1)①の療養の給付に準じて支給します。

④ 高額療養費

病院で支払った窓口負担の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、超えた額をあとから払い戻します（償還払い）。ただし、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）を提示することで、医療機関への支払いが償還払いではなく、自己負担限度額までの支払いで済みます。（「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付については、事前の申請が必要です。）

マイナ保険証を利用すると、限度額適用認定証等がなくても限度額を超える支払が免除され、窓口負担を抑えることが出来ます。

●自己負担限度額

70歳未満	区 分	自己負担額（月額）
	ア	旧ただし書所得 年間所得901万円超
イ	旧ただし書所得 年間所得600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 % 〈93,000円〉
ウ	旧ただし書所得 年間所得210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 % 〈44,400円〉
エ	旧ただし書所得 年間所得210万円以下	57,600円 〈44,400円〉
オ	市町村民税非課税	35,400円 〈24,600円〉

70歳から74歳	区 分	自己負担限度額（月額）	
		外来(個人ごと)	
	課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 % 〈140,100円〉	
	課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 % 〈93,000円〉	
	課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 % 〈44,400円〉	
	一 般	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 〈44,400円〉
	低所得者 (住民税 非課税)	低所得者Ⅱ	8,000円
		低所得者Ⅰ	8,000円
			24,600円
			15,000円

※1 〈 〉内は多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当の場合）の限度額

※2 血友病、人工透析が必要な慢性腎不全などの場合、自己負担限度額は1万円（人工透析を要する所得区分（ア）（イ）の方は2万円）

⑤ 高額医療・介護合算療養費

世帯に国保・介護の両保険から給付を受けることによって、年額の自己負担額が高額になったとき、法定の自己負担限度額を超える額を支給します。合算対象となる自己負担額は、毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った、医療保険及び介護保険の自己負担を対象とします。年間合計額が下記負担限度額を超える場合に、医療保険・介護保険の制度別に按分し、それぞれの保険者から支給します。

●70歳未満の者がいる世帯

所得要件	限度額
旧ただし書所得901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市町村民税非課税	34万円

●70～74歳の者がいる世帯

所得要件	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
市町村民税非課税	31万円
市町村民税非課税（所得が一定以下）	19万円

⑥ その他の給付

○ 出産育児一時金

産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合、1児につき500,000円を支給します。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は、488,000円を支給します。

※産科医療補償制度は、出産の時に重度脳性麻痺等になった乳幼児に補償金が支払われる制度。

○ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給します。

- ・組合員の死亡 1件 70,000円
- ・家族の死亡 1件 50,000円

※保険給付の詳細については、「職別国保のしおり」、ホームページを参照願うとともに支部事務所にお問い合わせください。

(2) 保健事業

① 特定健診・特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームの予防に着目した特定健診・特定保健指導は、平成20年度に実施されてから18年目に入ります。令和7年度は第四期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診50%、特定保健指導25%を目標に次の事業を重点的に実施してまいります。

○ 受診勧奨はがきの送付

- ・ジャスト健診はがきの送付

令和7年度中に40歳・50歳・60歳・70歳に到達する被保険者に対して、ジャスト健診の案内はがきを送付し、制度の周知及び受診意識の向上を図ります。

- ・特定健診未受診はがきの送付

特定健診の受診券を送付した後、一定期間が経過しても健診を受診していない被保険者に対して、特定健診未受診はがきを送付して受診勧奨を行います。

○ 健診案内冊子（職別国保 各種健康診査のご案内）の配付

当組合が費用補助を行う各種健康診査について、申込方法や自己負担額などを掲載した健診案内冊子を作成し、特定健診の対象者に配付します。

○ 保健師及び管理栄養士による電話勧奨

特定健診の未受診者及び保健指導の対象者に対して、保健師などの専門スタッフから電話勧奨を行い、被保険者の受診意識を高めることで受診率の向上を図ります。

○ 当日特定保健指導実施医療機関の拡大

健診を受けた当日に特定保健指導を実施できる医療機関を拡大し、実施率の向上を図ります。

○ 特定健診データの提供者に対する謝礼

当組合の健診補助制度を利用せずに行われた健康診査（特定健診の項目を網羅した健診）のデータを積極的に収集するために、特定健診データの提供者に対してクオカード3,000円分を謝礼として支給します。

○ 特定保健指導終了者に対するインセンティブ

特定保健指導の利用終了者に対して、健康ボーナス（常備薬の選択式）を贈呈し、利用率の向上を図ります。

② 各種健康診査の助成事業

被保険者の疾病予防、疾病の早期発見・早期治療が健康管理の基本的要件であることから、定期的に健康診断が受診されるよう奨励します。

- 半日ドック等指定医療機関（京都工場保健会他）による半日ドックの実施
一人当たりの自己負担額は、約7,000円～22,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。
※指定医療機関により自己負担額が異なります。
- 半日ドック等指定医療機関による半日ドックと同時に受診する脳検査、肺検査
半日ドックの追加検査として脳検査又は肺検査を受診する場合の自己負担額は、脳検査が約9,000円～17,000円、肺検査が約5,000円～14,000円とし、残りの費用は組合が全額負担します。
※指定医療機関により自己負担額が異なります。
- 半日ドック等指定医療機関による半日ドックと同時に受診する婦人科検査
半日ドックの追加検査として婦人科検査（乳がん検査、子宮がん検査）を受診する場合の自己負担額は、それぞれ1,000円とし、残りの費用は組合が負担します。
- 半日ドック等指定医療機関による半日ドックと同時に受診する前立腺検査
半日ドックの追加検査として前立腺検査（P S A）を受診する場合の自己負担額は1,000円とし、残りの費用は組合が負担します。
- 半日ドック等指定医療機関による一般健診の実施
一人当たり自己負担額は3,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。
- 半日ドック等指定医療機関による定期健診の実施
一人あたりの自己負担額は1,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。
- 半日ドック等指定医療機関によるレディース健診の実施
一人あたりの自己負担額は1,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。
- ジャスト健診（無料）の実施
令和7年度内に、40歳、50歳、60歳、70歳に達する方については、半日ドック、一般健診、定期健診、レディース健診の健診費用全額を組合負担とし、年齢の節目における健康診断を促すことにより、健康チェック習慣の定着を図ります。

③ 保健活動

組合保健師等による健康増進活動として、飲酒、禁煙、食事及びメンタルヘルスに関する講義やメタボリックシンドロームの予防等に関する健康教室を開催します。また、生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防に重点をおいた電話勧奨や保健指導を行い、被保険者の健康維持と重症化予防に努めます。

その他、保健師直通の健康ダイヤルを常設することで被保険者の健康相談に応じます。

④ 歯科健診の助成事業

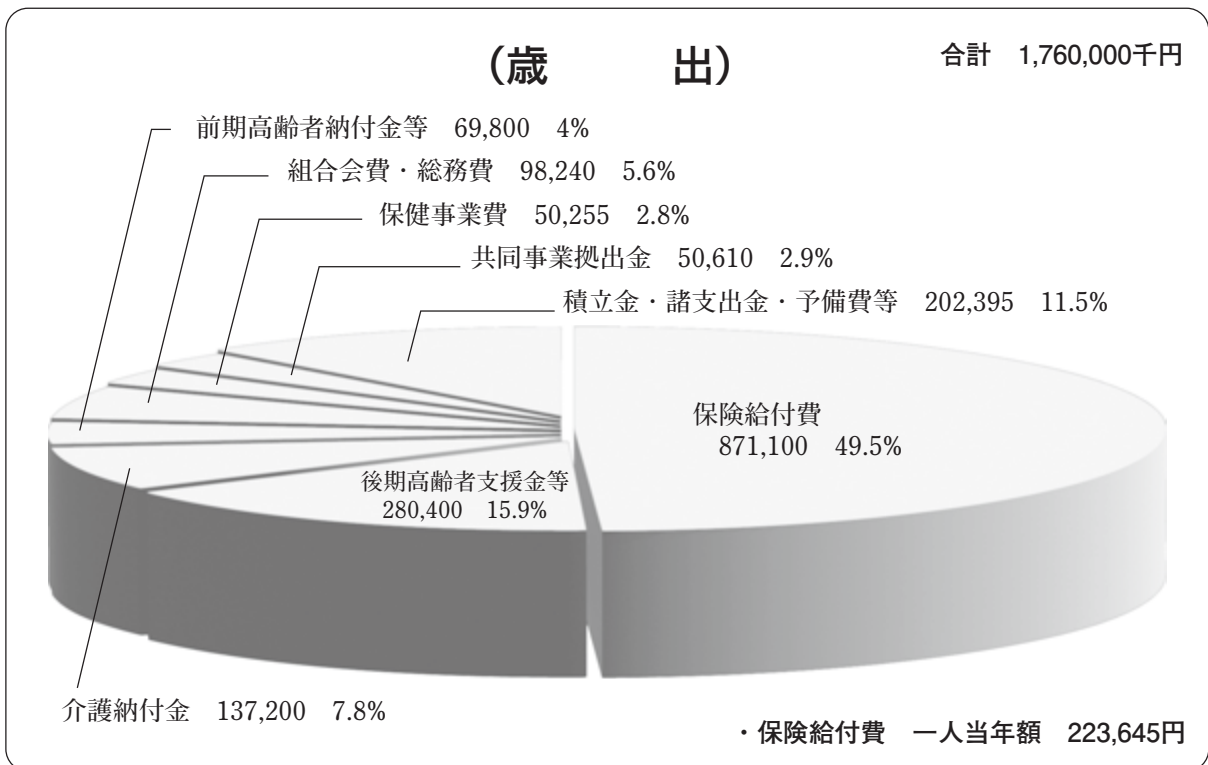
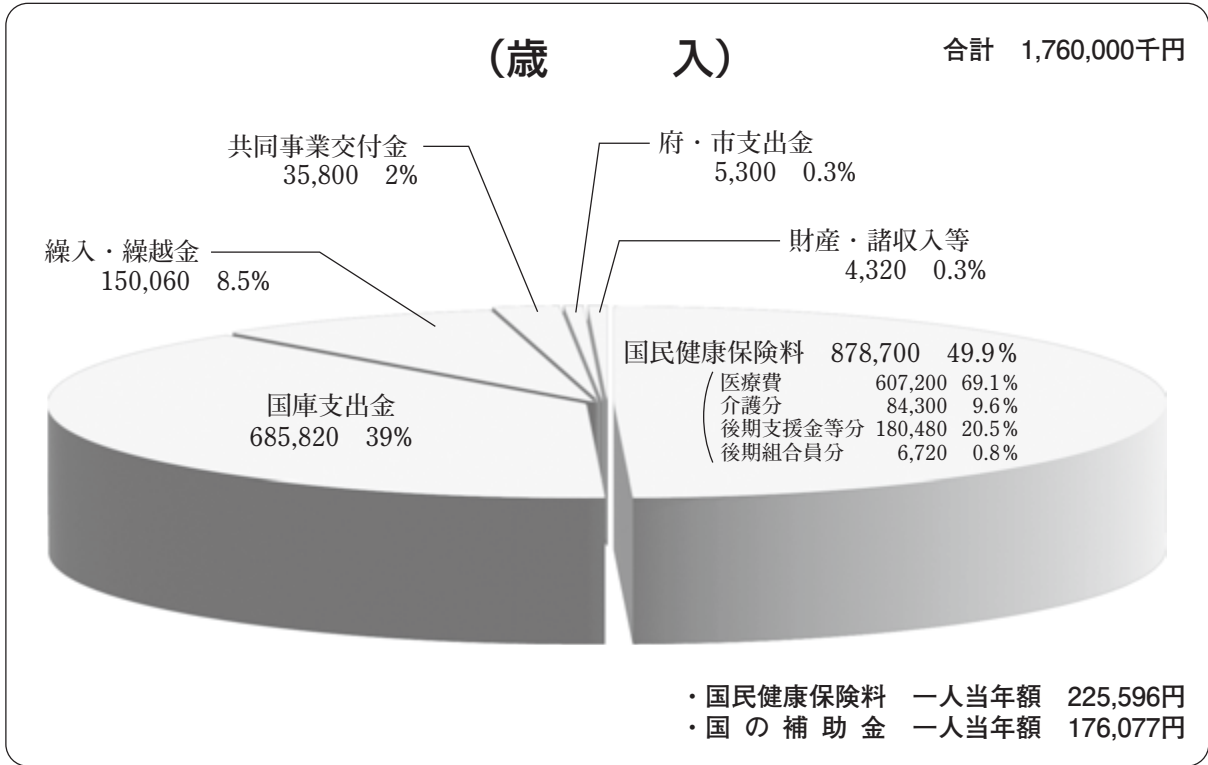
歯を失う二大原因は、歯周病とむし歯であり、なかでも歯周病は生活習慣病に位置付けられています。歯や歯ぐきの健康維持と疾病の早期発見のため、定期的に歯科健診が受診されるよう奨励します。年度内に1回4,400円を上限に費用を助成します。

⑤ 疾病予防対策と健康管理事業

- インフルエンザ予防接種の助成事業を継続します。年度内に1回2,000円を上限に費用を助成します。
- GUNZE SPORTS FLECX、京都アクアリーナ、京都竹の郷温泉万葉の湯の助成事業を継続します。

令和7年度歳入歳出予算構成グラフ

単位：千円



こんなときは所属支部に届出を!



※必ず、14日以内に届け出てください。

※届出書類および申請書類については、ホームページに掲載しています。詳しくは、所属支部にお尋ねください。

こんなときは届出を		届出に必要なもの
は い る じ き	健康保険（共済組合）をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 健康保険の喪失証明書
	子供が生まれたとき	資格取得届、住民票、印かん
	市町村の国民健康保険をやめるとき	資格取得届、住民票、印かん、 市町村国保の被保険者証
	他の国民健康保険組合をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 国保組合の喪失証明書
	結婚したときなど	資格取得届、住民票、 印かん、前の医療保険の離脱証明書など
	生活保護を受けなくなったとき	資格取得届、住民票、印かん、 保護廃止決定通知書
こんなときは届出を		届出に必要なもの
や め る じ き	健康保険（共済組合）に入ったとき	資格喪失（脱退）届、健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせの写し、被保険者証・資格確認書、印かん
	市町村の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証・資格確認書、 印かん
	死亡したとき	資格喪失（脱退）届、死亡診断書、 または除籍住民票、被保険者証・資格確認書、印かん
	他の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証・資格確認書、印かん、 他国保の資格確認書または資格情報のお知らせの写し
	建設業をやめたとき（勤務先）	脱退届、被保険者証・資格確認書、印かん
	家族が別居（転出）したとき	資格喪失届、新住所地の住民票、 もしくは転出証明書、被保険者証・資格確認書、印かん
	生活保護を受けることになったとき	資格喪失（脱退）届、保護開始決定通知書、 被保険者証・資格確認書、印かん
こんなときは届出を		届出に必要なもの
そ の 他	住所、氏名などが変わったとき	届出事項変更届、住民票、 被保険者証・資格確認書、印かん
	修学のため、子供が他の市区町村へ 住所を移したとき	国民健康保険法第116条該当・非該当届、 在学証明書、印かん
	資格確認書をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	再交付申請書、 資格確認書（紛失した場合以外）、印かん
	組合員が別の組合員世帯の家族になるとき	脱退届、資格取得届、住民票、 被保険者証・資格確認書、印かん
	家族が建設業に従事することにより組合員になるとき	資格喪失届、加入申請書、住民票、誓約書、付表、 被保険者証・資格確認書、印かん

マイナ保険証をご利用ください

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。その後は基本的にマイナンバーカードを使った「マイナ保険証」に一本化されています。マイナ保険証を使って医療機関等で受診すると、データに基づく適切な治療法の選択や過剰な投薬防止、手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除になる等のメリットがあります。マイナンバーカードを健康保険証として使用するには登録が必要になりますので、必ず登録をお願いします。

～マイナンバーカードを健康保険証として登録する方法～

「マイナポータル」、セブン銀行 ATM や医療機関・薬局の受付で行うことができます



組合員資格の適用の 適正化について

職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内*（地域）にある人
- ④ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町及び氷上町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市

健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ④ 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から14日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

職別国保の保健事業について

当組合では、被保険者の皆様の健康増進、疾病予防、早期発見を目的として、各種保健事業を行っています。主な事業内容は下表のとおりです。積極的にご利用いただき、健康づくりにお役立てください。(各保健事業の詳細は、組合ホームページをご覧ください。所属支部にお尋ねください。)

事業名	内容
各種健康診査	各種健康診査の費用補助を行っています。
特定保健指導	特定健診の結果、動機付け支援・積極的支援の対象となられた方に対して、特定保健指導を実施しています。
特定保健指導 インセンティブ	特定保健指導の終了者に対して、「健康ボーナス（家庭用常備薬）」を贈呈しています。
特定健診データ 提供者に対する謝礼	組合の健診補助事業を利用せずに、職場や個人で受診された健診結果の写しを提供いただいた方には、謝礼としてクオカード（3,000円分）を支給しています。40歳以上の被保険者（特定健診対象者）が対象です。
インフルエンザ予防接種	インフルエンザ予防接種の費用補助を行っています。
歯科健診	歯科健診の費用補助を行っています。
保健指導 (対面、電話、Zoom)	糖尿病性腎症、糖尿病、高血圧症、高脂血症、重複服薬等に関する保健指導を行っています。
健康講座・健康教室	生活習慣病等に関する健康講座や健康教室を開催しています。
健康ダイヤル	健康の保持増進、メンタルヘルス、食育、禁煙、口腔歯科等に関することや健診結果に関すること等のご質問や相談に応じます。匿名でのお問い合わせにも対応しています。
医療費通知	医療機関を受診した世帯に対して、2ヶ月ごとに医療機関名や費用額等を記載した通知書を送付しています。
後発医薬品差額通知	後発医薬品への切り替えが可能な方に対して、3ヶ月ごとに先発医薬品から後発医薬品に切り替えた際の利用差額を記載した通知書を送付しています。
健康施設の斡旋	健康増進施設（GUNZE SPORTS FLECX、京都アクアリーナ、京都竹の郷温泉 万葉の湯）の利用料金の補助を行っています。
健康情報誌等配付	疾病予防、体力づくり等の健康パンフレットを定期的に配付しています。また、「保健師だより」を国保だよりに掲載し健康情報を発信しています。
出産育児冊子配付	出産後1年間は、月刊誌「赤ちゃんと！」を計12回配付し、その後1年間は、季刊誌「ラシタス」を春、夏、秋、冬の計4回配付しています。また、「赤ちゃんと！」の初回送付時は「お誕生号」「お医者さんにかかるまでに」「ファイル」「幸せなママになるレッスン」「子供の事故予防」を同封し、「ラシタス」には「1歳児BOOK」を同封しています。
家庭用常備薬等有料斡旋	毎年9月号の国保だよりにチラシを同封し、家庭用常備薬等の有料斡旋を行っています。

職別国保の保険証を使って

健康づくり

京都アクアリーナ

以下の利用料金でプール・ジム・スケートをご利用できます。

京都市右京区西京極徳大寺団子田町64番地
TEL:075-315-4800

営業時間 プール・ジム 9:00~20:50(21:00完全退館)
スケート 平日9:00~17:15(サブリンクは17:00まで)
土日祝9:00~19:00
※メインプールは5月から9月末、スケートは11月から3月のみの営業。

定休日 火曜日(祝日の場合は翌平日(8月は除く。))、
年未年始、施設点検日

利用料金 プール 大人(高校生以上)300円、小・中学生150円
ジム 大人(高校生以上)200円
プール・ジム 大人(高校生以上)400円
スケート 大人(高校生以上)1,000円、小・中学生300円
※貸靴代別途

駐車場 平日:1時間250円 土日祝:1時間300円

利用方法 窓口にて被保険者証(75歳以上の方は組合員証)をご提示の上、必要事項を所定の用紙にご記入ください。

GUNZE SPORTS FLECX

1回料金500円でジム・プール・プログラム
(有料プログラムは別料金)をご利用できます。

京都市中京区堂之前町254 WEST18ビル 9F
TEL:075-222-0002

営業時間 月 ~ 木 10:00~22:00
(ジム・プール21:45)
土・日・祝日 10:00~18:00
(ジム・プール17:45)

定休日 金曜日、施設メンテナンス日

利用料金 500円(満15歳以上・中学生以下は利用不可)

駐車場 なし(近隣の有料駐車場をご利用ください)

利用方法 ICタグをリーダーにかざして入退館
(利用料金は口座引落)
※利用するには以下の事前手続きが必要です。

事前手続き方法 ①ホームページで事前に登録を済ませます。
②店舗窓口で手続きを行います。
③ICタグが発行され手続きが完了します。

京都竹の郷温泉 万葉の湯

以下の利用料金で温泉施設を利用できます。

京都市西京区大原野東境谷町2-4
TEL:075-333-4126

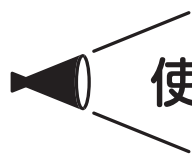
営業時間 24時間営業
※本補助で温泉施設を利用できる時間は朝5時から深夜3時までです。

定休日 無休

利用料金 大人(中学生以上) 1,400円
小人(小学生) 1,000円
幼児①(3才~未就学児) 800円
幼児②(3才未満) 無料

駐車場 無料

利用方法 窓口にて被保険者証(75歳以上の方は組合員証)をご提示の上、必要事項を所定の用紙にご記入ください。



使いましょう!! ジェネリック医薬品



国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

歯科健診助成制度が変わります

令和7年4月から歯科健診助成制度が変わります。これまでは、京都府歯科医師会に加盟している歯科医院と加盟していない歯科医院で健診項目や当日の持参物等が異なりましたが、制度変更後は、任意の歯科医院で希望の健診をお受けいただくことができるようになります。

なお、助成の限度額は、制度変更前後で変わりなく、1名につき4,400円を上限に助成を行います。口腔内の健康の保持増進のために、ぜひご活用ください。

⇒ 助成金の申請方法など新制度の詳細は、P15をご覧ください。

